

5 令和8年度三重県後期高齢者医療広域連合の 保健事業について

三重県後期高齢者医療広域連合

三重県後期高齢者医療広域連合の保健事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（市町への委託）

医科健康診査事業

歯科健康診査事業

（勸奨事業）

健診受診率向上事業
（医科・歯科）

健診異常値放置者
受診勸奨事業

生活習慣病治療中断者
受診勸奨事業

ジェネリック医薬品
差額通知事業

ハイリスクアプローチ

- ・ 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防
- ・ 重複投薬・多剤投与等への相談指導
- ・ 健康状態不明者の状態把握等

健診異常値放置者
受診勸奨事業

生活習慣病治療中断者
受診勸奨事業

糖尿病性腎症重症化予防事業

フレイル予防事業
＜低栄養、口腔、身体的＞

多剤等服薬改善事業

ポピュレーションアプローチ

- ・ 通いの場への積極的な関与
（サロン、商店街等高齢者の生活拠点）
- ・ 健康教育、相談
- ・ 高齢者の状態に応じた保健指導
- ・ 相談しやすい環境づくり等

（市町への補助）

高齢者等在宅訪問歯科健診

（市町への事業支援）

高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施事業推進交付金

アドバイザー事業

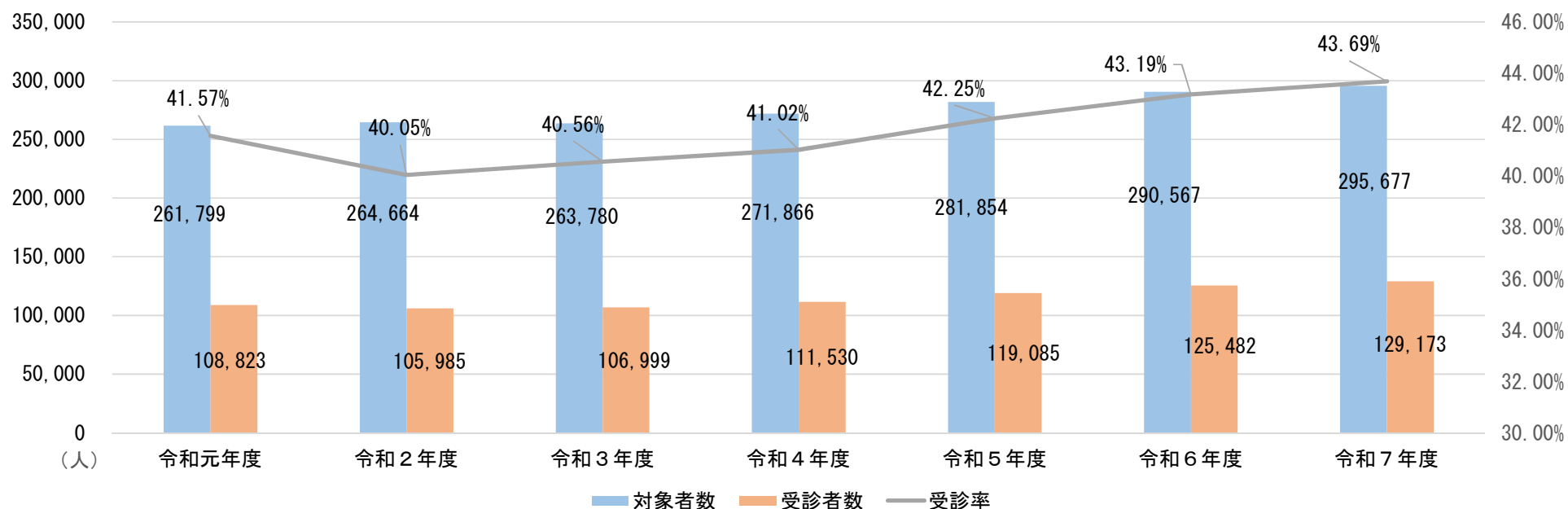
- ・ 市町訪問支援
- ・ 企画調整担当保健師研修
- ・ 医療専門職意見交換会

後期高齢者健康診査

事業の概要

- 1 事業開始 平成20年度から開始
- 2 目 的 生活習慣病や心身機能の衰えの早期発見、健康の保持・増進
- 3 実施期間 令和8年7月1日から令和8年11月30日まで
- 4 実施場所 ◆個別健診 三重県医師会の指定する医療機関、個別で契約する医療機関
(R8年7月末現在727機関で実施)
◆集団健診 集団健診を実施している市町(17市町で実施)
- 5 対 象 者 令和8年8月31日時点で被保険者となった方

【後期高齢者健康診査対象者数・受診者数・受診率推移】

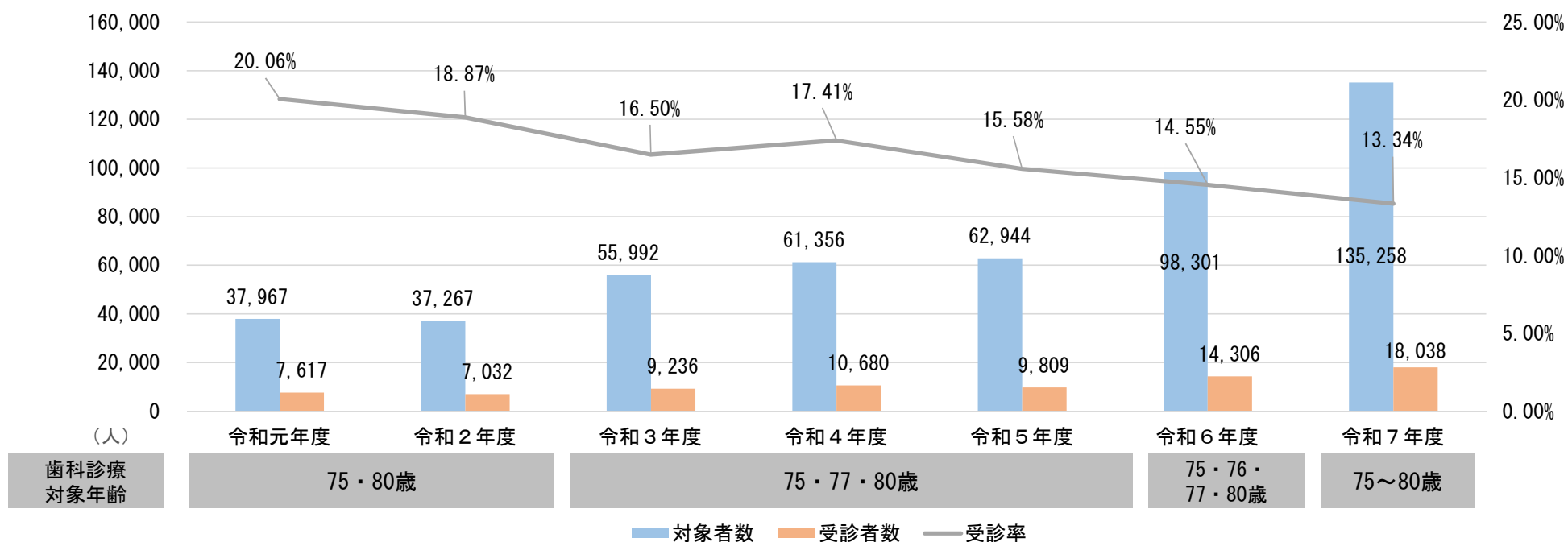


後期高齢者歯科健康診査（75歳からのお口の健康チェック）

事業の概要

- 1 事業開始 平成29年度から実施
- 2 目的 口腔機能低下の予防、誤嚥性肺炎等の疾病の予防
- 3 実施期間 令和8年8月1日から令和8年11月20日まで
- 4 実施場所 三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関（R8年7月末現在584機関で実施）
- 5 対象者 令和8年3月31日時点で75歳～80歳の方

【後期高齢者歯科健康診査対象者数・受診者数・受診率推移】



勸奨事業

健診受診率向上事業（医科・歯科）

- ◆医科健診受診勸奨事業 前年度の健診未受診かつ生活習慣病の受診歴のない方に受診勸奨文書を送付
【新規】受診勸奨事業 医科健診受診率が低い津市・亀山市・南伊勢町の未受診者を分析し、行動特性に応じた5パターンの受診勸奨文書を送付し受診を促す。
- ◆歯科健診受診勸奨事業 前年度の歯科健診未受診かつ歯科受診歴のない方に受診勸奨文書を送付（受診対象者拡大に伴い、勸奨対象者も拡大）

	令和5年度	令和6年度
医科健診受診勸奨による受診割合	9.5%	9.4%
歯科健診受診勸奨による受診割合	4.7%	3.5%

健診異常値放置者受診勸奨事業

- ◆前年度の健診結果の数値が基準値を超えており、かつレセプトで糖尿病・高血圧症等生活習慣病による受診が1年間確認できなかった方を対象に受診勸奨文書を送付

	令和5年度	令和6年度
被勸奨者の受診割合	18.2%	20.5%

生活習慣病治療中断者受診勸奨事業

- ◆定期的に生活習慣病の治療を受けていたが、その後治療を中断している方を対象に受診勸奨文書を送付

	令和5年度	令和6年度
被勸奨者の受診割合	28.7%	20.4%

ジェネリック医薬品差額通知事業

- ◆ジェネリック医薬品への切り替えにより薬代が軽減となる被保険者に差額通知書を送付し、ジェネリック医薬品への切り替えを促す

	令和5年度	令和6年度
ジェネリック医薬品普及率	81.5%	86.8%
ジェネリック医薬品切替率	17.8%	35.6%

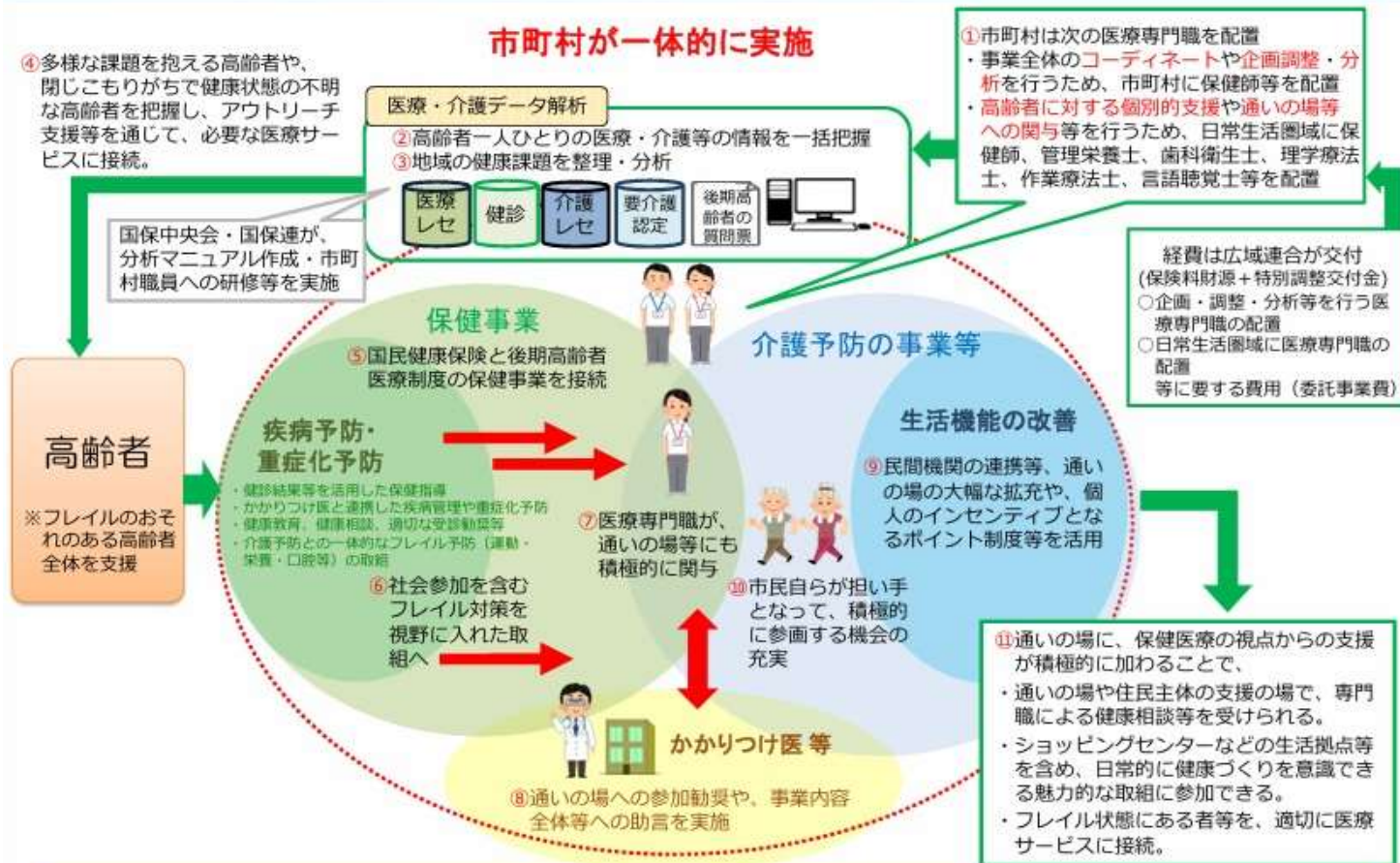
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 1

事業の概要

◆高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができる期間の延伸、QOLの維持向上を目的に、フレイル予防と重症化予防を切れ目なく実施する取組を**三重県後期高齢者医療広域連合と三重県内各市町が連携して行う。**

◆事業は、厚生労働省の特別調整交付金等を活用し、広域連合から各市町に保健事業を委託し実施。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



～令和6年から令和8年は実施市町村における取組の質の向上及び量の増加を目指す～

出典：厚生労働省作成「高齢者の保健事業 基礎資料集」

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 2

事業実施の経過

年 度	実施市町	実施率	その年度に開始した市町名
令和2年度	3	10.3%	津市・桑名市・名張市
令和3年度	5	17.2%	伊賀市・東員町
令和4年度	12	41.4%	四日市市・伊勢市・松阪市・鈴鹿市・いなべ市・朝日町・多気町
令和5年度	26	89.7%	尾鷲市・亀山市・熊野市・志摩市・木曽岬町・菰野町・川越町・明和町・大台町・玉城町・大紀町・南伊勢町・紀北町・紀宝町
令和6年度以降	29	100.0%	鳥羽市・度会町・御浜町

事業開始から4年間で
県内全市町での実施を達成

今後は、各市町の「ハイリスク者への対応力の向上」と「取組メニューの拡大」を目指し連携・支援を行います。

ハイリスク者への対応（ハイリスクアプローチ）

健診異常値放置者受診勧奨事業

9市町で実施

◆健診結果の数値が基準値を超えており、かつレセプトで糖尿病・高血圧症等生活習慣病による受診が確認できなかった方を対象に受診勧奨を行う。

生活習慣病治療中断者受診勧奨事業

15市町で実施

◆定期的に生活習慣病の治療を受けていたが、その後治療を中断している方を対象に受診勧奨を行う。

糖尿病性腎症重症化予防事業

21市町で実施

◆糖尿病性腎症になる恐れのある方について、主治医と連携を図りながら保健指導を行い、食事や運動、服薬等の自己管理ができるように支援を行う。

フレイル予防事業＜低栄養、口腔、身体的＞

21市町で実施

◆生活機能や身体機能の状況からフレイルになる恐れのある方を把握し、状態に応じて支援機関や専門職につなぐことで、フレイルを予防する。

多剤等服薬改善事業

7市町で実施

◆多剤服薬等の状況を改善するため、対象となる被保険者に対して市町が関係団体と連携の下、対象者の生活機能や身体機能の状況を把握し、状態に応じて支援機関や専門職につなぐことで、フレイルを予防する。

市町への補助及び事業支援

市町への 補助

三重県高齢者医療制度特別対策補助金

- ◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業とは別に、高齢者の保健事業を実施する市町に対して、広域連合から交付金を交付
- ◆高齢者等在宅訪問歯科健診に対して交付
(令和7年度実績：約350万円、鈴鹿市、名張市、亀山市で実施)

市町への 事業支援

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業推進交付金

- ◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施する市町に対して、広域連合から交付金を交付
- ◆交付額は各市町の人口、75歳以上人口、事業の実施状況から算出（令和7年度実績：約5,697万円）

アドバイザー事業

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| ◆市町訪問支援 | 一体的実施事業を実施する市町に広域連合の保健師が訪問し支援。 |
| ◆企画調整担当保健師研修 | 市町の企画調整担当保健師に研修及び情報交換の場を設ける。（年1回） |
| ◆医療専門職意見交換会
（管理栄養士） | 市町の管理栄養士に研修及び情報交換の場を設ける。（年1回） |

第3期データヘルス計画中間評価

概要

- ◆「**高齢者が元気に生き生きと暮らすことができる社会を目指す**」ことを目的に、令和6年3月、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とする「三重県後期高齢者医療広域連合第3期データヘルス計画」を策定。
- ◆令和8年度は計画期間の折り返しに当たるため、中間評価を取りまとめるための作業を進める。

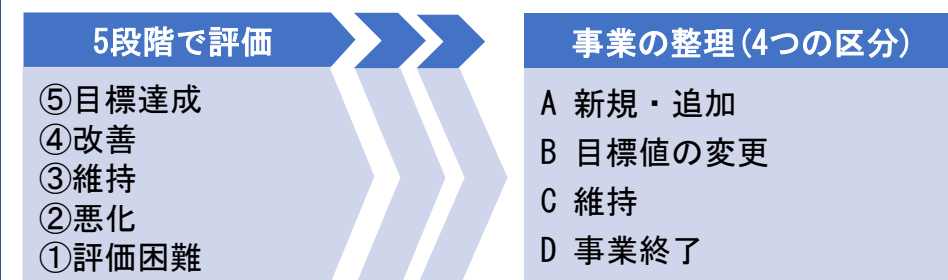
4つの柱に対応する事業の評価

- ◆データヘルス計画で示した健康課題問題解決のための**4つの柱**（健診受診率向上（健康状態不明者対策）・生活習慣病重症化予防対策・フレイル予防対策・医療費適正化）に対応する**各事業の評価**を行う。

4つの柱	4つの柱に対応する7事業
健診受診率向上	健診受診率向上事業（医科・歯科）
生活習慣病 重症化予防対策	健診異常値放置者受診勧奨事業
	生活習慣病治療中断者受診勧奨事業
	糖尿病性腎症重症化予防事業
フレイル予防対策	フレイル予防事業
	多剤等服薬改善事業
医療費適正化	ジェネリック医薬品差額通知事業

中間評価の方法

- ◆各事業において、実績値を経年的に分析・評価し、計画策定時に、過去の事業の伸び率や国の定める目標値を勘案し設定した各事業の目標値をもとに**5段階で評価**を行い、計画後半に向け**事業の整理**を行う。



- ◆**5段階での評価**及び**事業の整理**を踏まえ、計画後半（令和9年度から令和11年度まで）の目標達成に向けた事業推進の方針を中間評価の結果をまとめた冊子の中でお示しする。
- ◆共通評価指標は5段階で評価のみ行う。

冊子の構成

第Ⅰ章 保健事業計画（第3期データヘルス計画）の概要
第Ⅱ章 三重県の現状
第Ⅲ章 健康・医療情報等の分析

第Ⅳ章 中間評価
第Ⅴ章 今後の実施方針
第Ⅵ章 参考情報